

平成22年2月2日

福岡市長 吉田 宏 様

地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会
委員長 尾形 裕也

意見書

地方独立行政法人福岡市立病院機構に係る中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく本委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第25条第1項に基づく中期目標については、別添のとおりとすることが
適当である。

以上

地方独立行政法人福岡市立病院機構 中期目標（案）

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

- (1) 良質な医療の実践
- (2) 地域医療への貢献と医療連携の推進
- (3) 災害時等の対応

2 医療の質の向上

- (1) 診療体制の強化・充実
- (2) 病院スタッフの確保と教育・研修
- (3) 信頼される医療

3 患者サービス

- (1) 患者サービスの向上
- (2) ボランティアとの共働

4 法令遵守と情報公開

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営組織

2 収支改善

- (1) 増収
- (2) 費用削減

3 人事・給与

第4 財務内容の改善に関する事項

経営基盤の確立

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 新病院に向けた取組

2 福岡市民病院の経営改善の推進

前文

こども病院・感染症センターは、子どもが心身ともに健やかに育成されることを目的に小児専門の高度医療を提供する小児医療の中核的な病院として、また、福岡市民病院は、地域医療を基礎としつつ、高度医療及び高度救急医療を提供する地域の中核的な病院として、それぞれ質の高い医療を提供してきた。

市立病院などの公立病院は、地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を、安定した経営のもとで、継続して提供していくことが求められており、国において、平成19年12月に「公立病院改革ガイドライン」が示され、地方公共団体は病院事業経営の改革に総合的に取り組むことが求められている。

こうした背景を踏まえ、福岡市においては、平成20年1月に「福岡市立病院の経営形態のあり方」について福岡市病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、同年6月に、両病院の抱える課題や福岡市の財政状況等を考えると速やかに地方独立行政法人への移行を図るべきとの答申が示された。この答申を踏まえ、福岡市は「福岡市立病院経営改革プラン」を策定し、平成22年4月に地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）を設立することとした。

福岡市としては、不採算医療等の政策的な医療の提供にかかる必要な経費はこれまでどおり福岡市が負担することとしたうえで、市立病院機構が達成すべき目標をここに示し、医療制度改革や診療報酬改定など医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、福岡市が担うべき医療を市立病院機構が安定的・継続的かつ効率的に提供していくことを求めるものである。

市立病院機構が、この中期目標や、福岡市における市政運営の基本方針である「福岡市2011 グランドデザイン」の趣旨を踏まえ、地方独立行政法人の特長を最大限に生かしながら、医療の質の向上や患者サービスの充実を図るとともに、経営の健全化に取り組み、福岡市における医療施策として求められる高度専門医療、救急医療等を提供すること等により、市内の医療水準の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与することを期待する。

第1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 医療サービス

(1) 良質な医療の実践

市立病院機構は、地域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、福岡市における医療施策として求められる高度専門医療、救急医療等を提供すること。

ア こども病院・感染症センター

小児医療（高度・地域・救急）のさらなる充実を図るとともに、産科を新設し、周産期医療に取り組むこと。

第一種・第二種感染症指定医療機関としての役割については、審議会の答申を踏まえ、福岡県へ指定辞退を届け出ているが、代替の医療機関が確保されるまでの間は、その役割を果たすこと。

イ 福岡市民病院

高度専門医療を担う地域の中核病院としての機能を維持しつつ、脳卒中センターの充実や循環器系疾患への対応強化などを進め、高度救急医療のさらなる向上を図ること。

(2) 地域医療への貢献と医療連携の推進

市立病院として、地域医療に貢献するため、地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、病病・病診連携を積極的に推進すること。

(3) 災害時等の対応

災害発生時やその他の緊急時において、福岡市地域防災計画、各種疾患の対策行動計画等に基づき、適切に対応すること。

2 医療の質の向上

(1) 診療体制の強化・充実

医療のさらなる高度専門化に対応し、より安全で質の高い医療を安定的・継続的に提供するため、必要に応じて診療科の再編やセンター化を行うとともに、各専門領域の医療スタッフが連携して診療に取り組むチーム医療体制を充実させるなど、診療体制の強化・充実を図ること。

(2) 病院スタッフの確保と教育・研修

ア 医師

医療水準を向上させるため、優れた医師の確保に努めるとともに、教育・研修体制の充実等を図ること。

イ 看護師

働きやすい環境づくりを進め、看護体制の充実に必要な人員の確保を図ること。
また、専門性向上のための資格取得等を奨励・支援する体制を整えるなど、教育・研修システムを整備すること。

ウ その他医療技術職

適正な人員配置や部門間の連携強化に取り組むとともに、研修体制を充実させ、専門性や医療技術の向上を図ること。

エ 事務職

計画的にプロパー職員の採用及び育成を行い、診療報酬改定等の医療環境の変化や患者の動向等を迅速かつ的確に把握・分析し、効果的な経営戦略を企画・立案できる事務部門を構築すること。

(3) 信頼される医療

市民に信頼される良質な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。

また、患者が自ら受ける医療の内容を理解し、納得のうえで自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底すること。

3 患者サービス

(1) 患者サービスの向上

患者のニーズを的確にとらえ、より柔軟な対応を行うなど患者サービスの向上を図ること。

また、より快適な療養環境を提供するため、院内環境の整備を進めるとともに、患者の利便性の向上を図ること。

(2) ボランティアとの共働

ボランティアとの連携を図り、市民・患者の視点に立ったサービス向上のための取組を進めること。

4 法令遵守と情報公開

市立病院としての使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。

個人情報保護及び情報公開に関しては、福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）及び福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）に基づき、適切に対応すること。

また、専門医療に関する情報、各病院の役割及び医療内容、地域の医療機関との連携等についても、ホームページ等を活用し、情報を発信すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 運営組織

市立病院機構の運営を的確に行えるよう、理事会及び本部事務局などの組織体制を整備するとともに、市立病院機構内で適切な権限配分を行い、各病院において病院長がリーダーシップを発揮し、効果的・効率的な経営が可能となる運営管理体制を構築すること。

2 収支改善

(1) 増収

診療体制の充実、病床利用率の向上や高度医療機器の稼働率向上を図り、増収を目指すこと。

また、診療報酬の請求漏れや査定減の防止、未収金発生の防止や確実な回収に努めること。

(2) 費用削減

予算科目及び年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効果的・効率的な事業運営に努めること。

また、価格交渉の徹底や多様な契約手法の活用、委託業務の見直し等を行い、費用の削減を図ること。

さらに、計画的な維持修理による施設の長寿命化と投資の平準化、施設運営・保守管理の効率化、既存施設の有効活用などのアセットマネジメントを推進すること。

3 人事・給与

職員の意欲を引き出す人事制度を構築し、職員の業績や能力を的確に評価するための公正かつ客観的な人事評価システムの導入に努めること。

また、病院の業績等に応じた給与制度を導入し、職員のモチベーションの維持・向上及び人件費の適正化を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

経営基盤の確立

市立病院の使命を果たすため、福岡市からの必要な経費負担後の経常黒字が達成できる経営基盤を確立すること。

そのため、経営に関する情報を迅速に把握し、部門ごとの経営状況の分析や他病院との比較分析を行うなど、経営改善のために取り組むべき課題を明確にし、効率的な病院経営に努めること。

また、部門ごとに具体的な目標を設定し、その達成状況を適宜確認するなど経営管理を徹底すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 新病院に向けた取組

こども病院・感染症センターについては、PFI手法により整備を行う新病院整備等事業を承継し、平成26年3月の開院を目指して確実に事業を進めていくこと。

また、新病院の機能拡充に伴う職員の増員に対応するため、開院に向けて医療従事者を計画的に採用するなど、必要な準備を行うこと。

なお、今後の新病院の整備にあたっては、平成20年9月の福岡市議会における「新病院の整備に関する決議」の趣旨を踏まえること。

2 福岡市民病院の経営改善の推進

福岡市民病院については、審議会から「市民病院は、東区、博多区、糟屋地区における中核的な病院として機能していること及び市の医療政策の総合的な推進の観点、さらに、経営改善の進捗も期待できることから、当面は現在の施設を活用して存続させることが適当であると考え。この場合、経営の効率化や健全化に向けた取り組みに、従来以上の努力を行っていくことが前提となる。なお、繰入金が増大するなど経営改善の達成状況が不十分な場合や、施設老朽化の時期においては、医療環境や財政状況など諸条件を踏まえて、市民病院のあり方について、再度検討する必要があると考えられる。」との答申がなされている。

このことを踏まえ、福岡市民病院については、着実に経営改善を進め、従来以上に経営の効率化を図ること。